

# 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第54回）

- 日時：令和2年12月28日（月） 午後3時30分～
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監  
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部  
福祉保健部、生活環境部、商工労働部  
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター  
鳥取市保健所  
アドバイザー（鳥取大学 景山教授、鳥取大学医学部 千酌教授）
- 議題：
  - （1）症例報告について
  - （2）クラスター対応について
  - （3）その他

# 県内における新型コロナウイルス感染症陽性者の確定について (80～84例目・第5報)

## 【80～84例目】

	年代	性別	居住地	職業	経過 (発症日又は検体採取日から2日前まで)	国外、県外 への移動歴	クラス ター発生 施設利用	検査件数 (うち陽性) 12/28 14:30時点
80例目	50代	女性	西部 地区					
81例目	20代	男性	境港市					
82例目	40代	女性	境港市					
83例目	60代	女性	境港市					
84例目	60代	男性	西部 地区					

# 県内における新型コロナウイルス感染症陽性者の確定について

(85～88例目・第4報)

## 【85～88例目】

	年代	性別	居住地	職業	経過 (発症日又は検体採取日から2日前まで)	国外、県 外への移 動歴	クラス ター発生 施設利用	検査件数 (うち陽性) 12/28 14:30時点
85例目	60代	女性	西部 地区					
86例目	30代	女性	西部 地区					
87例目	非公表	男性	西部 地区					
88例目	非公表	女性	西部 地区					

# 県内における新型コロナウイルス感染症陽性者の確定について

(89～92例目・第3報)

## 【89～92例目】

	年代	性別	居住地	職業	現在の 症状	経過 (発症日又は検体採取日から2日前まで)	国外、 県外へ の移動 歴	クラス ター発 生施設 利用	検査件数 (うち陽性) 12/28 14:30時点
89例目	40代	女性	西部 地区						
90例目	60代	男性	境港市						
91例目	非公表	非公表	境港市						
92例目	60代	男性	境港市						

# 県内における新型コロナウイルス感染症陽性者の確定について

(93～95例目・第3報)

## 【93～95例目】

	年代	性別	居住地	職業	現在の 症状	経過 (発症日又は検体採取日から2日前まで)	国外、 県外へ の移動 歴	クラス ター発 生施設 利用	検査件数 (うち陽性) 12/28 14:30時点
93例目	40代	女性	西部 地区						
94例目	40代	女性	西部 地区						
95例目	60代	男性	境港市						

## 【県96例目(鳥取市保健所管内46例目)】

### 1 概要

性別：女性

年代：20代

居住地：県外

職業：

2 現在の症状：

3 経過（発症日2日前の行動歴）

4 検体採取日14日前までの国外、県外への移動歴：

5 現在の陽性者の状況：

6 濃厚接触者等の調査状況：

# 対応方針

## 1. 陽性者対応

感染症指定医療機関もしくは入院協力医療機関に入院

## 2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
  - 最終接触日より2週間の健康観察
  - 外出自粛要請
- 接触者に対し、PCR検査を幅広く実施
- 感染源特定のため、発症前（無症状の方は検体採取日）2週間の行動歴を調査し、関係する都道府県があった場合は情報提供を行う

## 3. その他

- 保護者の入院に伴い、監護する人がいない子どもについて県立施設等で一時的に保護するなど家族を含めたケアを実施

# 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のための クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

## 1. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

10名

## 2. 患者対応

全員が感染症指定医療機関及び入院協力医療機関に入院中（12/28正午現在）

## 3. クラスター対策条例に基づく対応状況

### 根拠条文（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

### 対応状況

- 条例に基づき、施設側に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めたところ。
- 施設側は、施設を12/25から使用停止するとともに、利用者の把握や連絡に協力している。

#### <濃厚接触者等への対応>

- 積極的疫学調査により、確認できた施設の利用者に対しPCR検査を実施し、8名の陽性を確認。PCR検査に繋がっていない利用者に対しては、施設側及び県から検査を受けるよう引き続き勧奨中。  
→ 濃厚接触者で陰性が確認された者には最終接触日より2週間の健康観察、外出自粛を要請
- その他、12/25に、自身で、診療・検査医療機関を受診した者1名が陽性確定している。



# 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のための クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

## 根拠条文（公表）

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

## 対応状況

- 全ての利用者等に連絡できない場合には公表する旨、クラスター発生施設側に説明し強く協力を求めたところ、12/27までに全員に連絡したとの説明があった。
- 12/27に、県において、連絡を行った先と施設側の書類とをつきあわせたところ、その説明と一致していることを確認できた。
- PCR検査に繋がっていない利用者に対して、施設側及び県から検査を受けるよう引き続き勧奨中。

## 根拠条文（必要な措置の勧告）

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

## 対応状況

- 施設は、12/25から使用停止中。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な実施を勧告する。

# 医療提供体制

## 1. 入院体制について(12月28日 12:00現在)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
313床	204床 (※)	28人	9%	14%

(※)現時点確保病床を臨時的に52床追加確保中(152床⇒204床)

## 2. 宿泊療養体制について

1施設(66室)を開設済み

# 鳥取県版新型コロナウイルス警報

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	12/21～
西部地区	注意報	12/25～
境港市	警報	12/28～

※クラスター発生などで特定の市町村内で感染拡大が特に懸念される場合、専門家の意見を伺った上で当該市町村に限定して警報を発令し、警戒を呼びかけることとします。

## <境港市の皆様へのお願い>

- ◆ 境港市内の接待を伴う飲食店でのクラスター発生に関連した感染の連鎖が拡大していることから、境港市に新型コロナウイルス警報の「警報」を発令します。
- ◆ 当該店舗での感染の可能性のある期間の利用者には店舗側が連絡し、すでに接触者調査を実施しているところです。接触者として連絡を受けた場合は、速やかに接触者等相談センター(☎0859-31-0029)に連絡し、PCR検査を受けていただくようお願いします。
- ◆ 境港市の皆様におかれましては、感染警戒レベルを引き上げ、少しでも体調が悪ければ出歩かないことを心がけ、マスクの着用やこまめな手洗い、手指消毒を徹底し、特に「三つの密(密閉、密集、密接)」を避け、人と人との感染防止距離(概ね2m)を取るなど、感染予防に最大限の注意を払っていただきますようお願いします。

# 分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標			鳥取県 12月28日 12:00現在	ステージⅢ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率 14% (28 / 204床)	25%以上
			最大確保 病床占有率 9% (28 / 313床)	20%以上
	うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率 0% (0/44床)	25%以上	
		最大確保 病床占有率 0% (0/47床)	20%以上	
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算	5人 (実数28人)	15人以上	
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※12/21~27	1.3% (26/2,020人)	10%以上	
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は12/21~27で集計	5人 (実数26人)	15人以上	
	⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較	多い (26人/2人)	多い	
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間)	8% (2/26人)	50%以上	

⑤の指標は目安を超えているが、感染拡大リスクを判断する上で重要な病床占有率は目安を下回っていることから、本県はステージⅢには達していないと考えられる。

# 新型コロナウイルスの遺伝子検査体制の整備

○鳥取県衛生環境研究所において、遺伝子解析を行える体制の準備を開始

○新型コロナウイルスの変異株等に対する分析の実施を目指す

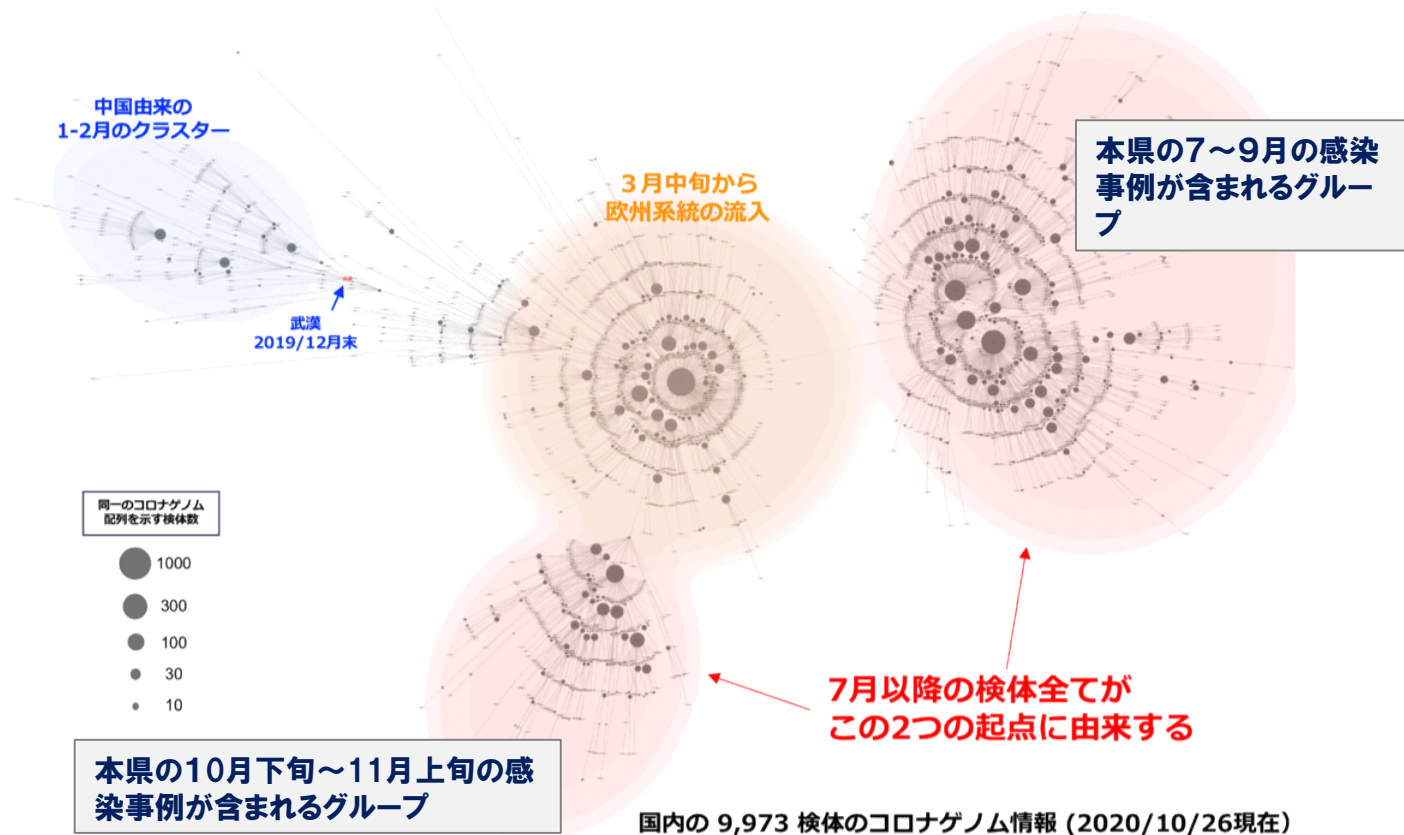


図 日本の新型コロナウイルスSARS-CoV-2ゲノム情報の塩基変異を用いたハプロタイプ・ネットワーク。

中国武漢を発端に国内に流入し初期クラスター（左の青色●背景）が発生した。時系列とともにゲノム配列上に蓄積する塩基変異を辿り、ウイルス株間の関係を図示化した（2020年10月26日現在）。1塩基変異が生じるごとに●から●へ線（—）としてリンクがつながる。変異速度は24.7塩基変異/ゲノム/年（つまり、1年間で平均24.7箇所の変異が見込まれる）と推定されている。3月中旬以降、欧州系統による全国同時多発のクラスターが発生し（中央のオレンジ背景）、その周りに1-2塩基変異を伴って地域特徴的なクラスターが部分的に発生していた（中央のオレンジ背景）。現在の全国の陽性者の多くが2つのゲノム・クラスター群に集約されることが明らかになった（赤色●背景）。それら2つのゲノム・クラスターにおいて明確なつながり役となる陽性者やクラスターはまだ発見されておらず、空白リンクのままである（8/6公開時と見解は変わらず）。この長期間、特定の陽性者として顕在化せず保健所が探知しづらい対象（軽症者もしくは無症状陽性者）が感染リンクをつないでいた可能性が残る。

## 今とてもウツリやすくなっています!

~新型コロナが全国で猛威をふるっています~

## 注意レベルを格段に上げよう!

### ○三密はつぐらない 近づかない

三密は感染の危険 クラスターにも直結

### ○マスク・手洗いは欠かせません

感染はマスクで防げる 会食時もマスク会食で

### ○飲食は安全なお店を選んで

飲食は「新型コロナ対策認証事業所」、  
「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」で

### ○お店も事業所も安全対策が一番

十分な換気、席ごとのアクリル板やアルコール  
消毒液などの設置、共用物品のこまめな消毒も

### 新型コロナ克服3カ条

#### (1) 人と人 間が愛だ



#### (2) 三つもの 密だとミスだ



#### (3) 幸せは 予防で呼ぼう



★★★★  
新型コロナウイルス  
安心対策  
認証店



Challenge Challenge Challenge Challenge Challenge  
Challenge 新型コロナウイルス  
感染予防対策  
Challenge Challenge Challenge Challenge Challenge  
Challenge 協賛店  
Challenge Challenge Challenge Challenge Challenge  
Challenge QRコード Challenge Challenge Challenge Challenge  
Challenge 鳥取県 Challenge

# 全国におけるクラスターの発生事例

R2.6.23全国知事会WTによる分析

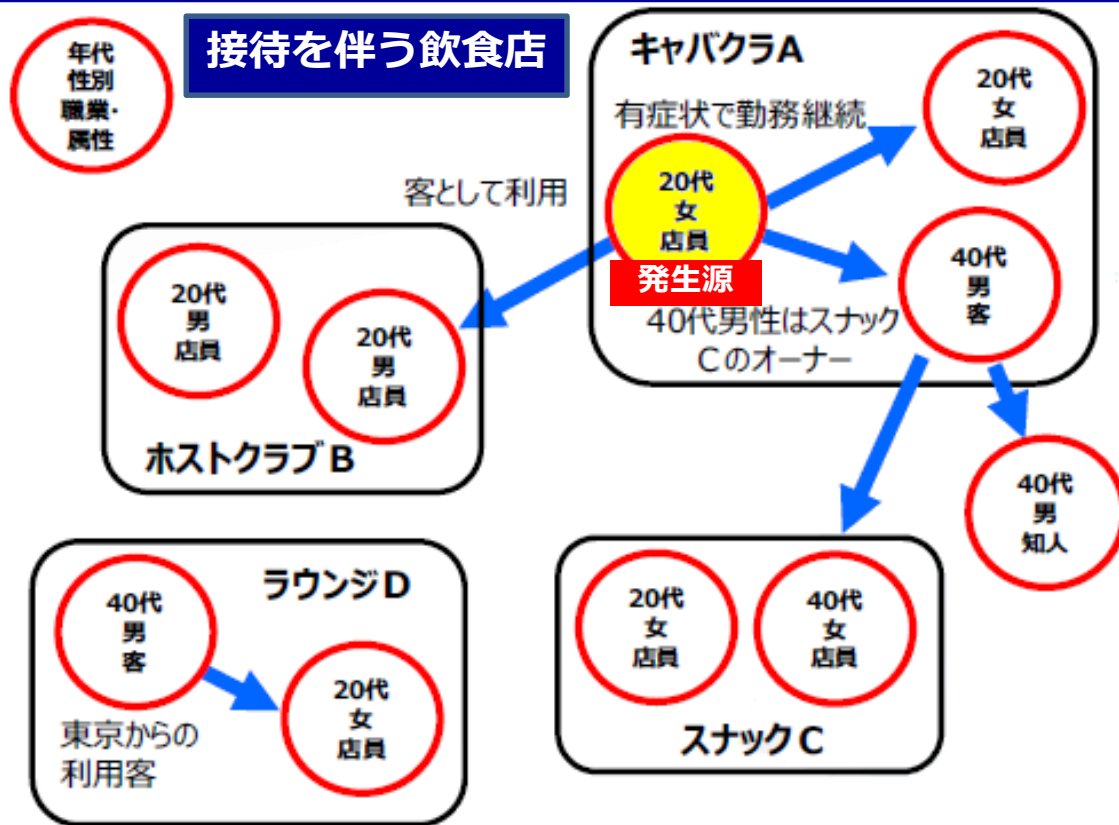
- 全国知事会WTの分析では、施設区分別にみると、**接待を伴うキャバレー、ナイトクラブ等を含む飲食店でのクラスター発生割合は、17.2%**となっており、医療機関や社会福祉施設に次ぐ多さとなっている。
- **狭い店内や換気が難しい構造等**、三密が生じやすい環境、**マスク着用等の感染予防策の不徹底**が主な発生原因となっている。

## 全国におけるクラスター発生事例(R2.6.23全国知事会WT集計)

施設区分	割合(件数)	備考
医療機関	35.3% (84)	病院(79)、診療所(5)
社会福祉施設	26.1% (62)	高齢者施設(48)、児童施設(8)、障がい者施設(6)
飲食店等	17.2% (41)	キャバレー等(14)、ナイトクラブ等(2)、バー・酒場等(5)、ライブハウス等(6)、その他(14)
学校・企業	16.4% (39)	学校・教育施設(4)、企業等(35)
運動施設等	1.7% (4)	スポーツジム、運動教室等
その他	3.4% (8)	イベント会場、合唱団、会議室・家庭内、美容院等

※不特定又は多数の者が利用する施設等において5名以上の患者が発生した場合の感染者の集団について集計。

# 飲食店等クラスターの事例①



## 【クラスター発生原因】

- 店員が、**有症状のまま勤務**を継続。
- **狭い店内**や**換気の不徹底**により、接客時に3密を形成。
- マスク着用等の**感染予防策の不徹底**

⇒ **店舗利用者や店員に感染が拡大。**

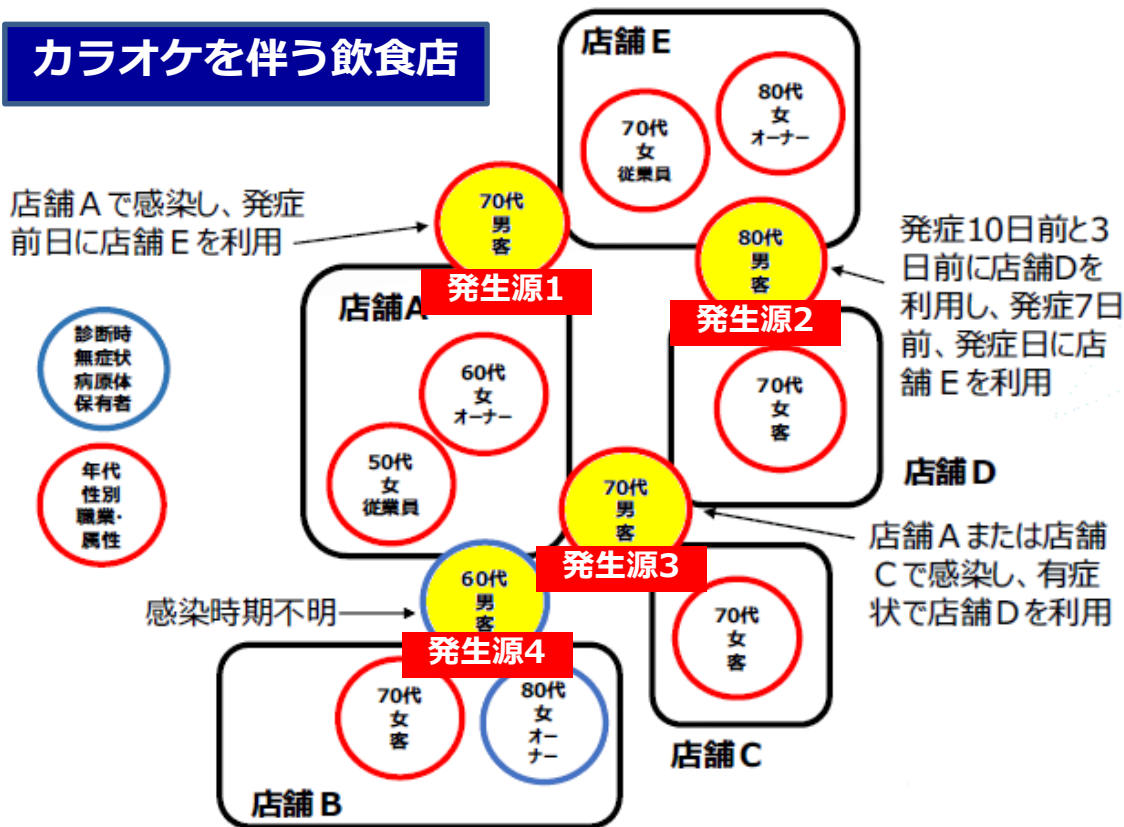
## 対応策

- **店員は、検温など日々の健康管理**に務め、症状があるときは、勤務を控えましょう。
- 感染防止ガイドラインを参考に感染防止策を徹底しましょう。  
⇒ **定期的な換気、マスクの着用、安心登録システムの活用等**
- **利用者の方も、症状があるときは利用を控える**とともに、マスクの着用など、感染防止策に務めましょう。



# 飲食店等クラスターの事例②

## カラオケを伴う飲食店



## 【クラスター発生原因】

- 店舗利用者の多くが、マスクを着用せず、長時間歌っていた。
- 有症状で店舗を利用していた利用客あり。
- 複数店舗利用者が別の店舗への感染拡大に関与。

⇒ 複数の店舗で利用者や店員に感染が拡大。

## 対応策

- **利用者の方は、症状があるときは利用を控えるとともに、マスクの着用、長時間の利用は避ける**など、感染防止策に努めましょう。
- 店舗側は、感染防止ガイドラインを参考に感染防止策を徹底しましょう。  
⇒ **定期的な換気、マスクの着用、安心登録システムの活用等**
- **店員も、検温など日々の健康管理**に努め、症状があるときは、勤務を控えましょう。

「気をつけよう、今コロナがうつりやすくなっている」

# ～飲食店経営者の皆さま、利用者の皆さまへ～

## <飲食店経営者の方へ>

- マスクの着用や換気等の感染拡大予防対策(県版ガイドライン最新版)を確実に実施してください
- お客様には感染拡大予防対策のチラシを掲示して対策を呼びかけてください
  - ・十分な換気、席ごとのアクリル板等の効果的な設置、マスク着用、アルコール消毒液の設置等、業種別ガイドラインの確実な実施
  - ・換気扇を常時起動することや、窓の開放による換気(30分に1回以上等)等、換気対策の徹底
  - ・大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話等感染リスクが高まる場面の周知

## <お客様へのお願い>

- 感染拡大予防対策を実施している認証事業所、協賛店を利用しましょう
- 自分や大切な人、地域を守るため、基本の対策を守りましょう
  - ・体調の悪い場合は来店を控える
  - ・入店時には手洗い・手指消毒を実施
  - ・飲食をするとき以外は、マスクを着用
  - ・大人数、例えば5人以上の飲食は控える
  - ・深酒は控え、長時間にならないようにする
  - ・とっとり新型コロナ対策安心登録システムや接触確認アプリ(COCoA)を利用 等



※店舗の感染  
予防対策は  
県HPで動画  
等で紹介中

## 県内の飲食店(社交飲食)約1000店舗に対するコロナ対策の呼びかけ

- 感染拡大予防対策の徹底を今一度呼びかけ、全国の「接待を伴う飲食店」「カラオケを伴う飲食店」でのクラスターの事例紹介、その発生原因、対応策を本日通知
- 併せて、県飲食生活衛生同業組合境港支部、境港商工会議所等を通じ、対策の徹底、「感染症拡大予防補助金」等の活用及び年末年始の県ワンストップ相談窓口について、本日周知

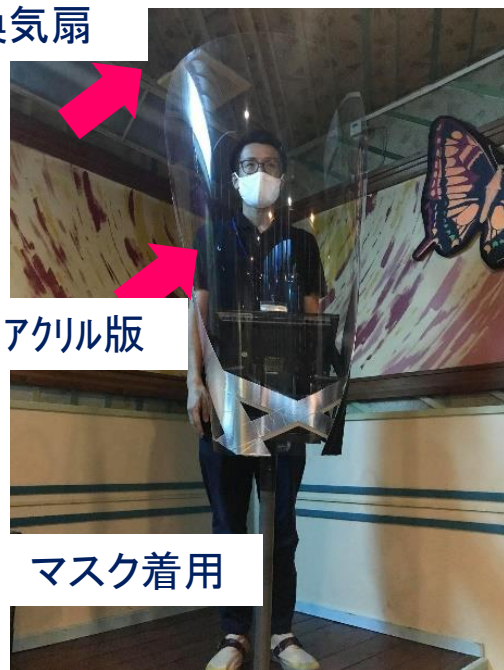
# 認証事業所におけるカラオケの対策

カラオケを伴う飲食店においては、次の対策を実施してください

- 歌唱場所を決めビニールカーテン等で遮蔽し、歌唱するときはマスク又はフェイスシールドを着用(歌唱場所に近い席は使用しない)
- 歌唱場所は換気扇の真下が効果的
- マイクはお客様ごとに消毒

(参考)「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(業界団体作成)

換気扇



歌唱場所を決め、ビニールカーテン等で遮蔽

換気扇



マイクカバーを交換、マイクの消毒

# 認証事業所における接待を伴う飲食店の対策

接待を伴う飲食店においては、次の対策を実施してください

(参考)接待を伴う飲食店における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例(鳥取県作成)

カウンターは、アクリル板で仕切る



正面にならない配席とする



■従業員、お客様ともに飲食時以外は、マスクを着用

■体調の悪いときは、お店に行かない

■手洗い後のタオルの共用はしない

■大きな声で話さない

■正面にならないようにするか、アクリル板を設置

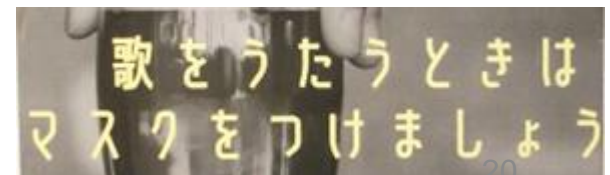
入店時には、検温と消毒



各テーブルに消毒液を設置



注意喚起を掲示



# 人権配慮に係る県民へのメッセージ

新型コロナウイルス感染症は、誰でもかかり得る病気です。私たちが闘う相手は、新型コロナというウイルスであって人間ではありません。

誰でも不安な気持ちを持っていますが、不確かな情報を基にした情報の拡散や、感染者等に対する誹謗中傷など、不当な扱いはやめましょう。

皆が、感染者等やご家族など、新型コロナウイルス感染症と闘う方々を応援し、私たち皆の温かい心でこのウイルスと正しく向き合う気運を醸成し、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支援しましょう。

# 県庁の対応

- **西部総合事務所に「クラスター対策監」を派遣し対応中**  
感染拡大防止措置に万全を期すため「クラスター対策監」を派遣（12/27～）し、クラスター事案に迅速に対応
  - 米子保健所長と連携し、疫学調査等の対応を指揮
  - 本庁（新型コロナウイルス感染症対策本部）との連絡調整
- **保健所支援に向け総勢40名の応援態勢を継続**
  - 県庁から職員を派遣（リエゾン、衛生技師、保健師等）
  - その他、疫学調査への応援のほか、検体搬送、ドライブスルー検体採取等の応援を行うための体制を継続
- **クラスター分析のため、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームを派遣**